

第二次大津町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和4年（2022年）4月
熊本県大津町

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	背 景	1
(2)	目 的	1
2	計画の基本的事項	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画の期間	2
(3)	対象とする温室効果ガス	2
(4)	対象とする事務・事業及び施設	3
3	前計画の取組状況等	4
(1)	温室効果ガス排出量	4
(2)	施設整備	7
(3)	環境配慮行動	8
(4)	課題	11
4	計画目標	12
(1)	基準年度及び目標年度	12
(2)	削減目標	12
5	目標達成に向けた取組み	13
(1)	施設整備	13
(2)	環境配慮行動	14
6	計画の推進体制等	17
(1)	推進体制	17
(2)	進行管理	18
	巻末資料	19

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

気候変動問題は避けることができない喫緊の課題となっています。日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、熊本県内に甚大な被害をもたらした「令和 2 年 7 月豪雨」は、地球温暖化の進行に伴う長期的な大気中の水蒸気の増加により降水量が増加した可能性が指摘されています。今後、地球温暖化の進行に伴って豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されていることから、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっています。

そのため、国は令和 2 年（2020 年）10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（脱炭素社会の実現）を表明しました。大津町を含む熊本連係中枢都市圏 18 市町村は、この国の表明に先駆けて令和 2 年（2020 年）1 月に 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方向性を確認し、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画（区域施策編）となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を令和 3 年（2021 年）3 月に策定しました。当該計画は、連携中枢都市圏内の住民や事業者等の活動により排出される温室効果ガス削減に向けた方向性を示すものであり、町内の温室効果ガス削減に向けて、町も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

町の事務事業による温室効果ガスの排出削減は「大津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 31 年（2019 年）2 月策定）に基づき令和 3 年度（2021 年度）まで取組みを進めてきたところですが、計画期間終了に伴い、第二次計画を策定し、新たな目標の達成に向けて温室効果ガスのさらなる排出削減を推進します。

(2) 目的

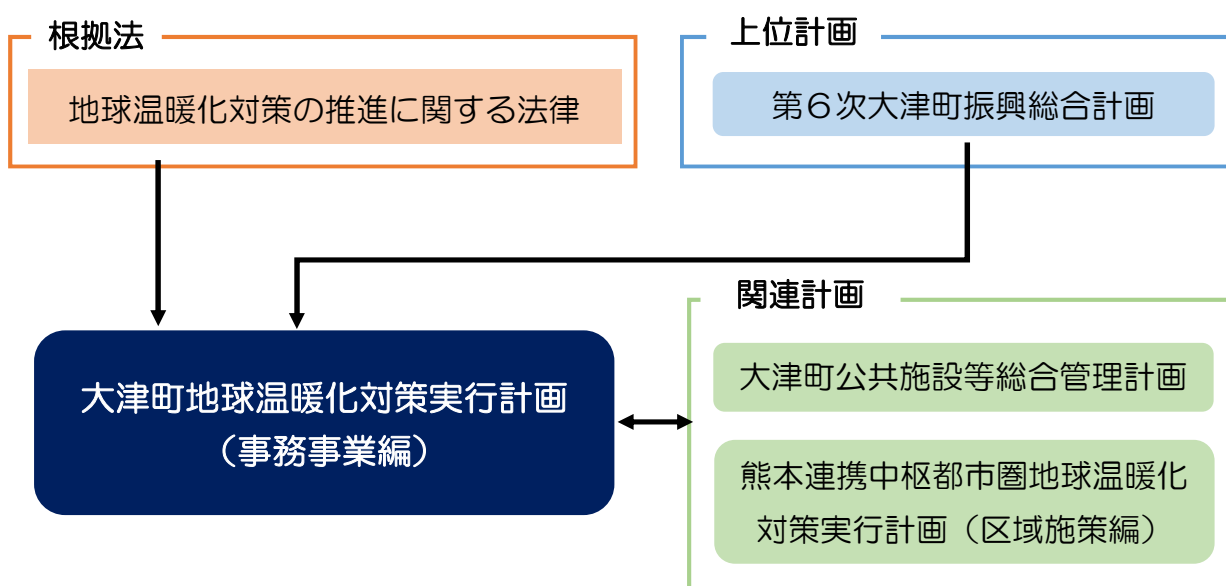
本計画は、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みを行い、町内及び熊本連携中枢都市圏内の地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

第二次大津町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」）第 21 条に基づく計画であり、町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するものです。本計画の温対法や各計画との関係性は図 1 のとおりです。

図 1 計画の位置づけ



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 4 年間とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第 2 条第 3 項に規定される 7 物質の温室効果ガスのうち、町の事務・事業において排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）を対象とし、直接的な排出のない代替フロン等 4 ガスは対象外とします。

表 1 本計画で対象とする温室効果ガスの種類

ガス種類	主な発生源等
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気や灯油、ガソリン等の使用により排出される。温室効果ガス排出量の大部分を占める。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 25 倍の温室効果がある。
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約 298 倍の温室効果がある。

(4) 対象とする事務・事業及び施設

本計画では、町の所有する全ての施設（指定管理者制度を導入している施設も含む）を対象とします（表2）。

表 2 対象とする施設

No.	大分類	施設名称
1	行政系施設	大津町役場庁舎
2	町民文化系施設	大津町生涯学習センター
3		大津町町民交流施設「オークスプラザ」
4		大津地区公民館分館
5		大津町まちづくり交流センター（大津町交流会館）
6	社会教育系施設	おおづ図書館
7		大津町文化財学習センター
8		大津町歴史文化伝承館
9	スポーツ・レクリエーション系施設	大津町運動公園総合体育館
10		大津町武道館
11		大津町菊阿体育館
12		大津町ビジターセンター
13	学校教育施設	大津幼稚園
14		陣内幼稚園
15		大津小学校
16		美咲野小学校
17		室小学校
18		大津南小学校
19		大津東小学校
20		大津北小学校
21		護川小学校
22		大津中学校
23		大津北中学校
24		大津町教育支援センター
25		大津町学校給食センター
26	保健・福祉施設	大津町子育て・健診センター
27		大津町人権啓発福祉センター
28		大津保育園
29		大津町老人福祉センター
30	その他	大津町浄化センター

3 前計画の取組状況等

(1) 温室効果ガス排出量

1) 温室効果ガス排出量の推移

町の事務事業による温室効果ガス排出量の推移は、図2のとおりです。

直近（令和2年度（2020年度））の温室効果ガス排出量の構成比は図3のとおりで、電気による排出量が全体の80.7%を占め、次いで、A重油（12.3%）、ガソリン（4.4%）による排出量が占めています。また、電気、A重油、ガソリンによる排出量を合計すると全体の約97%を占めています。

図2 町の事務事業による温室効果ガス排出量の推移

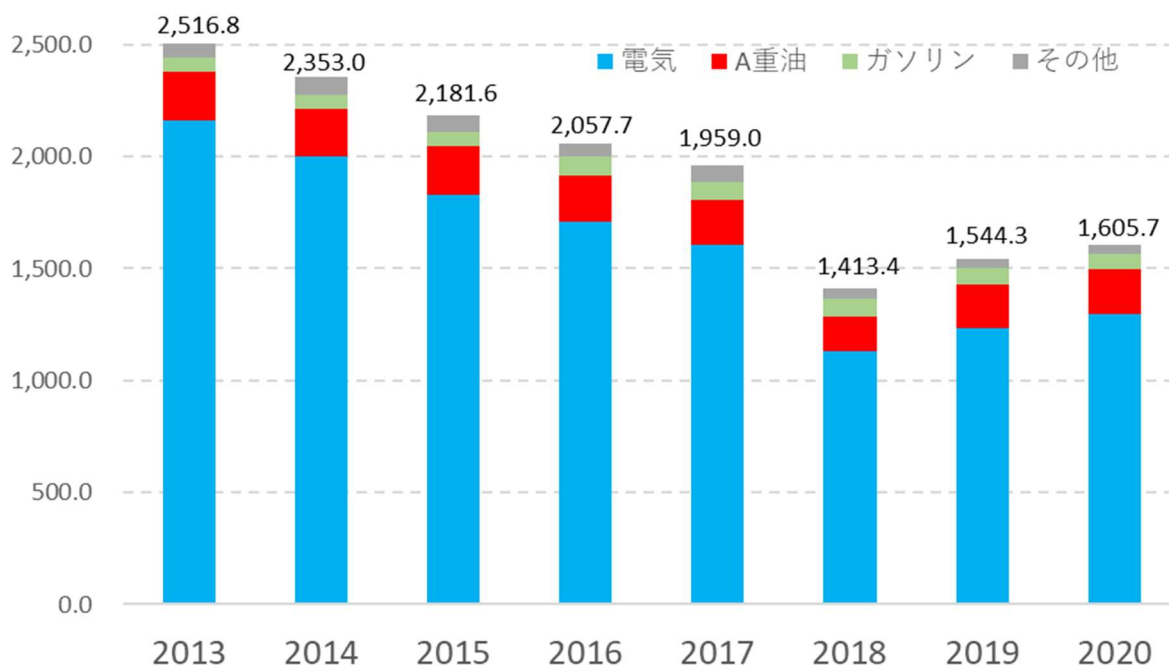
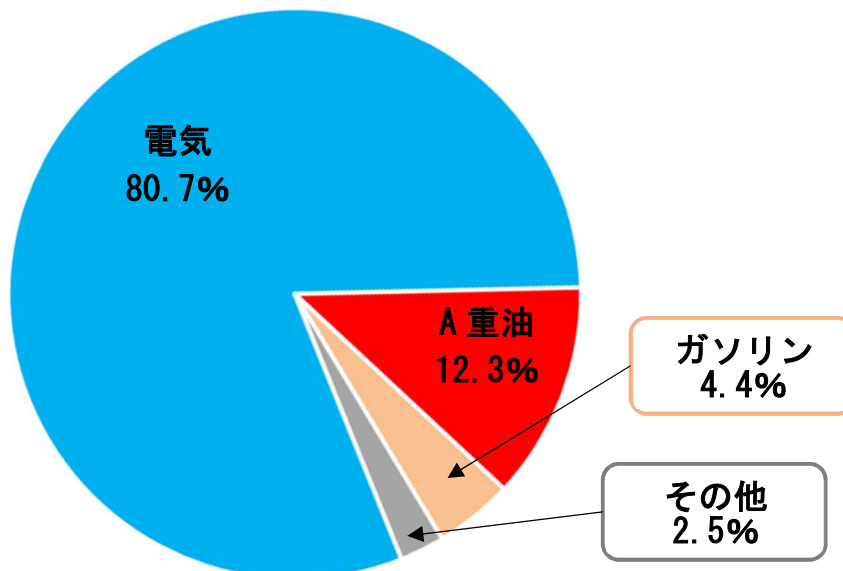


図3 町の事務事業による温室効果ガス排出量（2020年度）の構成比



2) 前計画の目標の達成状況

前計画では、町の事務事業による温室効果ガス排出量を令和3年度(2021年度)までに基準年度(平成25年度(2013年度))比で18%削減することを目標として掲げていました。

直近(令和2年度(2020年度))の温室効果ガス排出量は1,605.7 t-CO₂で、基準年度比で36.2%削減となり、前計画の2021年度目標を前倒しで達成しました(表3)。

表3 町の事務事業による温室効果ガス排出量の前計画目標と直近の実績

	基準年度	前計画目標(基準年度比)		直近の実績
	2013年度	2021年度	(参考) 2030年度	2020年度
温室効果ガス 排出量	2,516.8 t-CO ₂	2,063.8 t-CO ₂	1,510.1 t-CO ₂	1,605.7 t-CO ₂
基準年度比削減率		Δ18 %	Δ40 %	Δ36.2 %

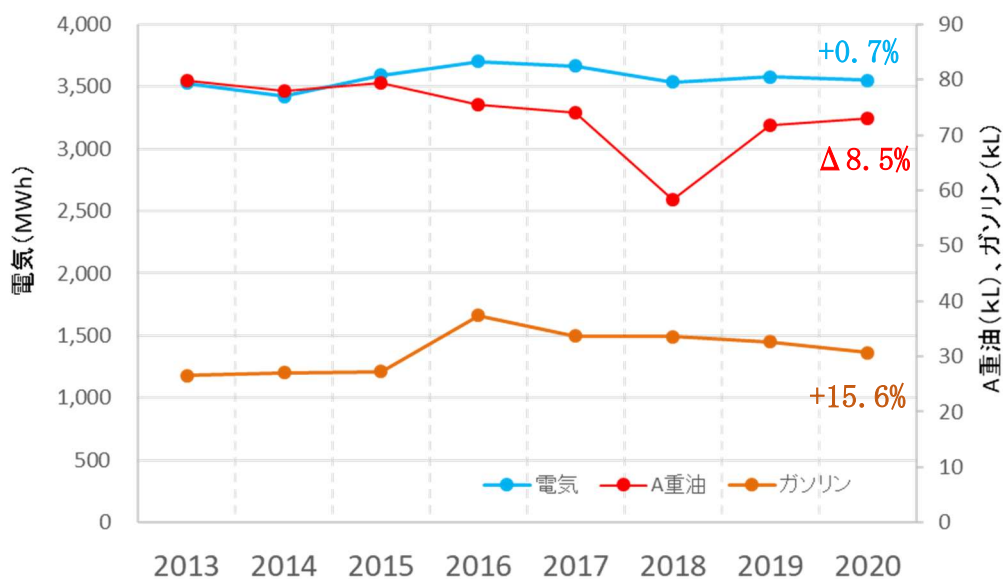
3) エネルギー使用量の推移

電気、A重油、ガソリンの使用量の推移は図4のとおりです。

温室効果ガス排出量の8割以上を占める電気、そしてガソリンの使用量については、平成28年度(2016年度)をピークに、その後減少傾向にあります。令和2年度(2020年度)は基準年度比でそれぞれ、+0.7%、+15.6%と基準年度から削減できていない状況です。

また、A重油の大半は給食センターで使用されており、年により変動しますが、基準年度比Δ8.5%と減少に転じています。

図4 町の事務事業による電気、A重油、ガソリン使用量の推移



4) 施設別の温室効果ガス排出量

直近（令和2年度（2020年度））の各施設の温室効果ガス排出量は図5のとおりです。

温室効果ガス排出量が最も多い施設は浄化センター、次いで給食センター、大津町役場、体育館、図書館となっており、これら上位5施設で全体の約4割を占めています。

浄化センターでは下水処理、給食センターでは学校給食の調理に係る排出が大半を占め、直ちに削減することは困難であるものの、設備更新等のタイミングで確実に省エネ化を推進する等により計画的に温室効果ガス排出削減を進めていく必要があります。

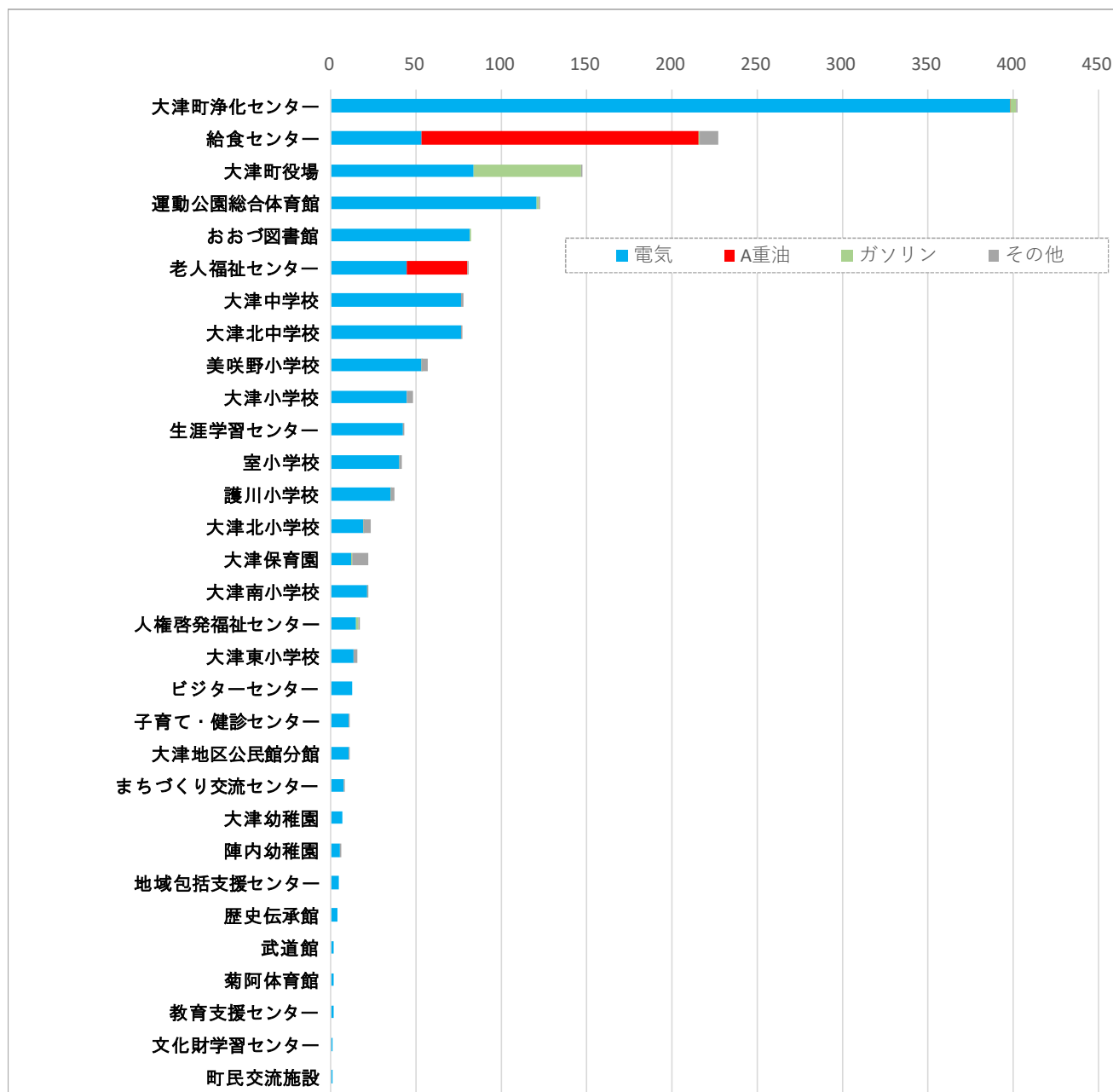


図5 施設別の温室効果ガス排出量（令和2年度（2020年度））

（2）施設整備

前計画では、計画策定時に7施設の省エネルギー診断を実施し、計画期間及び令和12年度（2030年度）までの各施設における設備の更新や運用改善に係る具体的な項目を掲げ、順次実施することとしていました。

前計画期間中の取組結果は表4のとおりです。

表4 省エネルギー診断を実施した7施設等の整備の前計画期間の取組結果

		大津町役場庁舎	生涯学習センター	おおづ図書館	運動公園総合体育館	子育て・健診センター	人権啓発福祉センター	浄化センター	その他の施設
照明の省エネルギーの取組み	点灯・消灯時間の管理	○							
	人感センサーの活用	○							
	照明器具の清掃	○							
	初期照度補正	○							
	不要照明の消灯・間引き		○			○			○
	節電シールの貼付		×			×	×		
	照明設備のLED化		△	○		△	△	△	△
	深夜の街灯点灯時間の短縮化				×				
空調の省エネルギーの取組み	空調の適温化	○	○			○			○
	空調室外機の日射対策	○	×						
	全熱交換機の適正使用	○							
	室内機、室外機、熱交換機等の定期清掃	○	○	○				○	
	ブラインドの活用	○							
	未使用室の電源切断の徹底		○						
	冷房機関の屋外日よけ		×				×		
	全熱交換機の使用		○						
	空調設備の更新		△	×		△	△		△
	空調設備稼働時の熱交換機同時使用					○			
空調室内機へのハイブリッドファン設置による室内空気攪拌								×	
太陽光パネルのメンテナンス						×			

○	計画期間の改善項目で実施した取組み
×	計画期間の改善項目で実施できなかった取組み
△	2021年度以降の改善項目
	対象外の項目

(3) 環境配慮行動

前計画では、温室効果ガス排出削減の目標達成等に向けた具体的な取組みとして、5つの区分で合計 102 項目の環境配慮行動を定めました。

これらの環境配慮行動については、全ての部署で達成状況を記録、評価（表 5）し、改善に努めてきました。

直近（令和 2 年度（2020 年度））における環境配慮行動の実施状況について、達成割合（徹底して実施した又は概ね実施した部署の割合）を表 6～10 に整理しました。

表 5 環境配慮行動の評価区分

1. 徹底して実施した(ほぼ100%)
2. 概ね実施した(70%)
3. あまり実施しなかった(30%)
4. まったく実施しなかった(0%)
5. 該当しない(－)

表 6 (区分 1) 物品やサービスの購入に関する取組みの達成割合

区分	No	環境配慮行動の内容	達成割合
(1) 用紙類	1	用紙類(報告書、ポスター等の印刷物の外部発注を含むは古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用する。)	82.6%
	2	印刷物には古紙配合率(Rマーク)、白色度を記載する。	36.8%
	3	印刷物には可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。	66.7%
	4	トイレットペーパー等の衛生紙は古紙配合100%のものを使用する。	84.6%
(2) 電気製品	5	照明機器及び家電製品の導入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を優先して購入するとともに用途に応じた適正規模の機器を選択する。	95.0%
	6	水を使用する機器の購入・更新にあたっては、耐用年数を考慮した節水型の製品を選ぶ。	77.8%
	7	自動販売機の導入・更新に際しては、エネルギー消費量の少ないものとする。	100.0%
	8	自動販売機の台数は、できるだけ削減する。	100.0%
	9	冷蔵庫や業務用冷凍機器等フロンを使用する製品は、フロン規制対応商品や非フロン系製品を選択する。	64.3%
	10	コピー機、パソコン等のOA機器は、国際エネルギースターロゴの表示がある製品又はこれに準ずるエネルギー使用効率の高い機器を選択する。	84.6%
	11	コピー機、プリンターは両面・縮小プリントが可能なデジタル複合機を選択する。	100.0%
(3) 公用車	12	パソコンの調達時はエネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイの導入を図る。	80.0%
	13	公用車の更新時は、特殊な場合を除き低公害車、低燃費車等を購入する。	85.7%
	14	ディーゼル車には、排気微粒子除去フィルターの導入を検討する。	50.0%
	15	公用車には、アイドリングストップアンドスタート装置の導入を図る。	71.4%
(4) 文具・事務機器等	16	リース車についても低公害車、低燃費車等を選択する。	66.7%
	17	一般事務用品のうち、ファイル及びノート等の紙製品は古紙配合率50%以上、白色度70%以下の製品を購入する	85.2%
	18	事務用品は、再生できる用紙類(感熱紙、ビニールコート紙等はさける。)や間伐材、未利用繊維から作られた製品を購入する。	85.2%
(5) 容器・包装材	19	文具・事務用品などは、原則として入プラスチック等から作られた再生品とするとともに、環境配慮型の製品(エコマーク製品やグリーンマーク商品等)を優先的に採用する。	70.4%
	20	簡易包装された製品や詰め替え可能な製品(文具、洗剤など)を購入する。	87.5%
	21	リターナブル容器で販売されている製品を購入する。	50.0%
	22	ペットボトル容器の購入を自粛する。	20.0%
(6) その他	23	部品の交換修理が可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。	77.3%
	24	エアゾール製品(スプレー等)について、非フロン系のものを選択する。	70.6%
	25	環境保全に積極的な事業者(ISO等取得)により製造又は販売されている製品を優先的に購入する。	63.6%

表7 (区分2) 物品等やサービスの使用に関する取組み

区分	No	環境配慮行動の内容	達成割合
(1) 用紙類 の使用	26	会議資料は会議の規模などに応じ、簡素化を図りページ数、部数を必要最小限とする。	53.8%
	27	会議等においては、原則として封筒を使用しない	81.5%
	28	各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくす。	33.3%
	29	紙による情報提供が有効な場合でも、文章の通知先やパンフレット、ポスター等の配布先の検討を行う。	44.4%
	30	両面コピー、裏面コピー、縮小機能を利用する。	100%
	31	ミスコピーを防止するため、コピー機の使用後は必ずオールクリアする。	74.1%
	32	町内LANを活用し、電子メールを使うことによりペーパーレス化を図る。	100%
	33	館内放送、回覧板、掲示板などを利用する。	100%
	34	資料を作成するときは内容を精査しミスしないようにする。	100%
	35	FAXは宛先を本文余白に記入し、送信票を廃止する。	29.6%
(2) 水 の 使用	36	洗面、歯磨きをするときはこまめに水を止める。	100%
	37	庁内の水道圧を調整し節水を行う。	35.7%
	38	定期的に水漏れ点検を行う。	41.7%
	39	公用車の洗車はバケツなどに水をためて行う。	33.3%
	40	トイレの2度流し、洗面所での水の流しっぱなしを止め、節水に努める。	100%
	41	水道口に節水コマを取り付けるなど水の使用量を制御する。	14.3%
(3) 電気 の 使用	42	昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要な照明を消す。	77.8%
	43	照明器具をこまめに掃除する。	42.3%
	44	トイレ、給湯室等遮断的に使用する箇所の照明は、使用の都度点灯する。	100%
	45	窓側等の自然光の取入れが可能な場所は、日中の明るいときは照明を消す。	52.2%
	46	OA機器など電気機器については節電機器を利用するなど省電力化を図るとともに、長時間使用しない場合には支障のない範囲で主電源を消す。	74.1%
	47	LANの活用により周辺機器の共有化を図る。	96.2%
	48	退庁時に周辺の電気機器類の電源が切れているかを確認するなど、長時間電気機器を使用しない場合はコンセントを抜く。	74.1%
	49	昼休み時間は、事務機器(コピー機等)の電源を切る。	7.7%
	50	支障のない範囲で、曜日を定め一斉退庁とする。	23.1%
	51	庁内の自動販売機の設置者に省エネ型機器への転換を働きかける。	50.0%
(4) 燃料 など の 使用	52	冷暖房は適切な室温に設定する。	92.6%
	53	冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを使用する。	100%
	54	エアコンフィルターの清掃をこまめに行う。	52.0%
	55	ガス給湯器は、使用後種火を止栓する。	100%
	56	給湯器の温度を30℃にする。	55.6%
	57	会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。	100%
	58	エアコンの吹き出し口や室外機の周辺に物を置かない。	100%
	59	沸かしすぎの防止、炎の調節などガスコンロや給湯器の効率化を図る。	83.3%
(5) 公用 車 の 使用	60	公用車を利用する際は、低公害車や低燃費車を優先的に使用する。	50.0%
	61	バス、電車などの公共交通機関の便がよい場合には、公共交通機関を利用する。	55.0%
	62	急発進、急加速の抑制や経済速度の遵守などにより公用車のエコドライブを行う。	100%
	63	公用車やタクシーを利用する際は、相乗りにより効率的な利用を図る。	92.3%
	64	アイドリングを控える。	76.9%
	65	不要なものを乗せて運転しない。	100%
	66	公用車のタイヤ空気圧調整など、適宜適切な整備の励行を行う。	71.4%
	67	1km以内の移動は、自転車または徒歩による。	46.2%
(6) その他	68	事務用品、備品等はできるだけ修繕して長期間の使用を心がける。	100%
	69	使用後封筒、容器、包装は再利用する。	85.2%
	70	庁舎内の店舗に対して、ペットボトル製品の販売を自粛するように働きかける。	100%
	71	資料等を発送する際は、過剰な包装をしない。	96.3%

表8 (区分3) 物品の廃棄に関する取り組み

No	環境配慮行動の内容	達成割合
72	使い捨て製品、容器を使用した製品の購入を控える。	70.4%
73	紙類(事務用紙、新聞紙、雑誌等)の分別を徹底し、極力再資源化する。	100%
74	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄のみに使用する。	100%
75	アルミ缶、スチール缶、びん、ペットボトルの分別回収を徹底する。	92.0%
76	食べ残し、食品残さ等のコンポスト化に努め、肥料に活用する。	20.0%
77	コピー機、プリンターのトナーカートリッジは業者による回収を行う。	100%
78	LAN、掲示板を活用して不要備品等のリサイクル情報を広く職場に普及する。	23.5%
79	OA機器、家電製品や公用車等を処分する場合は、引き取り業者に対し法的適正処理を強く指導する。	83.3%
80	設置するごみ箱の数を順次減らしていく。	72.0%
81	食堂、厨房等での生ごみの資源化を業者に指導する。	33.3%

表9 (区分4) 建設物の設計・施工段階に関する取り組み

区分	No	環境配慮行動の内容	達成割合
(1) 緑化	82	公用又は公共施設の緑化を推進する。	80.0%
	83	緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等を選択する。	80.0%
	84	ビオトープなど野生生物の育成空間の整備に努める。	50.0%
(2)水の 有効利用	85	天水の利用(雨水貯留)に努める	16.7%
	86	雨水の地下浸透(浸透性舗装、浸透ます等)に努める。	71.4%
	87	雨水、排水処理水を利用した水洗トイレや散水等のための施設・設備の設置を検討し、水資源の消費低減に努める。	28.6%
	88	水洗トイレ、蛇口等に自動水栓、感知式洗浄弁等の節水器具の導入を検討する。	38.5%
(3) 省エネルギー、 再生可能エネ ルギー	89	窓には、断熱効果の高い2重サッシやペアガラスなど外気の流入・遮断が可能な建具の採用など断熱性の向上に努める。	18.2%
	90	自然光を取り入れる工夫を行う。	69.2%
	91	個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。	66.7%
	92	省エネルギー型空調、照明器具の導入に努める。	58.3%
	93	太陽光発電、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した設備の整備に努める。	66.7%
(4) 温室効果ガス の低減に資す る素材の選択	94	型枠については、鋼板製の利用に努め、合板型枠は効率的、合理的な利用ができる工夫を選択する。	60.0%
	95	建物の材料選定にあたっては、耐久性、再利用性を考慮する。	83.3%
	96	建物の材料、建築工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。	60.0%
	97	資材の無包装化や実寸発注等に努める。	60.0%
(5) 廃棄物の減量	98	建築副産物の発生を抑制を図る。	80.0%
	99	建設廃棄物のリサイクルや適正処理を業者に確認・指導する。	100%

表10 (区分5) 建設物の設計・施工段階に関する取り組み

No	環境配慮行動の内容	達成割合
100	修理時、廃棄時の代替フロンの回収・再利用に努める。	100%
101	施設等の解体に伴って発生する廃棄物の処理状況を確認し、資源化を推進する。	100%
102	他の公共事業との情報交換により廃棄物の有効利用を図る。	66.7%

(4) 課題

1) 温室効果ガス排出量

前計画の温室効果ガス排出削減目標は達成したものの、排出量の8割以上を占める電気使用量は削減することができておらず、全体的な省エネ化を推進する必要があります。

なお、町役場本庁舎は令和3年度(2021年度)に改築しており、これによるエネルギー使用量の変動を検証する必要があります。

2) 施設整備

前計画期間中に計画し、実施できていない事項については、本計画期間中に実施するとともに、令和12年度(2030年度)までの新たな施設整備計画を作成する必要があります。

3) 環境配慮行動

前計画の環境配慮行動の実施状況等を踏まえ、温室効果ガス排出削減に効果的な事項に絞って、温室効果ガス排出削減に向けた行動を徹底する必要があります。

4 計画目標

(1) 基準年度及び目標年度

温室効果ガス排出量の評価に当たり基準となる年（基準年度）及び目標となる年（目標年度）は、前計画を踏襲し、以下のとおりとします。

【基準年度】 平成 25 年度（2013 年度）

【目標年度】 令和 12 年度（2030 年度）

(2) 削減目標

前計画では、2030 年度の温室効果ガス排出削減目標を、基準年度（平成 25 年度（2013 年度））比で 40%削減することを目標として掲げておりましたが、直近（令和 2 年度（2020 年度））の実績等を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）までに基準年度比で 50%削減するよう目標を上方修正します（表 11）。

なお、現時点で役場本庁舎改築による影響が不明であることから、計画期間終了年（令和 7 年度（2025 年度））の削減状況等を検証し、必要に応じて目標を見直すこととします。

表 11 町の事務事業による温室効果ガス排出量の前計画目標と見直し後の目標

前計画目標 (2030 年度)	⇒	見直し後目標 (2030 年度)
Δ 40%		Δ 50%

5 目標達成に向けた取組み

(1) 施設整備

前計画の施設整備状況を踏まえ、計画期間の施設整備項目を定めました(表12)。

表 12 計画期間中の施設整備項目

No.	施設名称	照明設備のLED化	深夜の街灯の短縮化	空調室外機の日射対策	設備更新時の電化検討
1	大津町役場庁舎	●	●	●	×
2	生涯学習センター	／	●	○	○
3	町民交流施設「オークスプラザ」	／	●	○	○
4	大津地区公民館分館	／	●	○	○
5	まちづくり交流センター（大津町交流会館）	／	●	○	○
6	おおづ図書館	●	●	○	○
7	文化財学習センター	／	×	○	○
8	大津町歴史文化伝承館	／	●	○	○
9	運動公園総合体育館	／	●	○	○
10	武道館	／	×	○	○
11	菊阿体育館	／	×	○	○
12	ビジターセンター	／	●	○	○
13	大津幼稚園	／	／	○	／
14	陣内幼稚園	／	●	●	／
15	大津小学校	／	●	○	／
16	美咲野小学校	／	●	○	／
17	室小学校	／	●	○	／
18	大津南小学校	／	●	○	／
19	大津東小学校	／	●	○	／
20	大津北小学校	／	●	○	／
21	護川小学校	／	●	○	／
22	大津中学校	／	●	○	／
23	大津北中学校	／	●	○	／
24	教育支援センター	／	●	○	／
25	学校給食センター	／	●	○	／
26	子育て・健診センター	／	●	○	／
27	人権啓発福祉センター	○	○	○	／
28	大津保育園	／	●	○	／
29	老人福祉センター	／	●	○	／
30	浄化センター	／	●	○	／

●	既に実施済のもの
○	計画期間中（～2025年度）に実施するもの
／	次期計画以降（2025年度～）に実施するもの
×	対象外

(2) 環境配慮行動

前計画の環境配慮行動の実施状況等を踏まえ、計画期間に実施する環境配慮行動を5つの大項目別に合計39項目を定めました。

各項目の対象所属は表13のとおりであり、各項目に定める環境保全行動は表14～18のとおりです。

表13 環境配慮行動の5つの大項目と対象所属

大項目	対象所属
(1) 物品等やサービスの購入に関する取組み	・ 財産管理担当所属課 ・ 全施設
(2) 物品等やサービスの使用に関する取組み	・ 全課 ・ 全施設
(3) 物品の廃棄に関する取組み	・ 全課 ・ 全施設
(4) 建設物の設計・施工段階に関する取組み	・ 全施設 ・ 財産管理担当所属課 ・ 建築、建設工事担当所属課
(5) 建設物の修理・解体段階に関する取組み	・ 全施設 ・ 財産管理担当所属課 ・ 建築、建設工事担当所属課

表14 (1) 物品等やサービスの購入に関する取組み

小項目	環境保全行動
1) 電気製品	①照明機器及び家電製品の購入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を優先して購入するとともに、用途に応じた適正規模の機器を選択する。
	②パソコンの調達時は、エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイの導入を図る。
2) 公用車	①公用車の更新時は、特殊な場合を除き、低公害車、低燃費車等を購入する。

表 15 (2) 物品等やサービスの使用に関する取組み

小項目	環境保全行動
1) 電気の 使用	①昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要的な照明を消す。
	②トイレ、給湯室等遮断的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。
	③OA 機器などの電気機器を長時間使用しない場合は節電モードとするか、支障のない範囲で主電源を消す。
	④コピー機やプリンター等の機器の共有化を図り、OA 機器の設置を少なくする。
	⑤退庁特に周辺の電気機器類の電源が切れているかを確認するなど、長時間、電気機器を使用しない場合はコンセントを抜く。
	⑥昼休み時間は、事務機器類（コピー類、パソコン等）の電源を切る。
2) 空調の 使用	①冷暖房は適切な室温（冷房時 28℃、暖房時 22℃が目安）に設定するとともに、クールビズ、ウォームビズを励行する。
	②冷房効率をあげるためにカーテン、ブラインドを活用する。
	③エアコンフィルター、室内機、室外機、熱交換機等の定期清掃を行う。
	④冷房機関、空調室外機を遮光する。
	⑤会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
3) 給湯の使用	①ガス給湯器は、使用後種火を止栓する。
4) 公用車の 利用等	①公用車を利用する際は、低公害車や低燃費車を優先的に使用するとともに、エコドライブに努める。
	②バス、電車などの公共交通機関の便がよい場合は、公共交通機関を利用する。
	③公用車やタクシーを利用する際は、相乗りにより効率的な利用を図る。
	④1km 以内の移動は、自転車または徒歩による。
	⑤会議や打ち合わせには WEB 会議等を活用し、公用車の利用を少なくする。

表 16 (3) 物品の廃棄に関する取組み

環境保全行動
①紙類（文書、新聞紙、雑誌等）の分別を徹底し、片面利用紙は極力再利用する。
②アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトルの分別回収を徹底する。
③シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄のみに使用する。
④LAN、掲示板を活用して、不要備品等のリサイクル情報を広く職場に普及する。

表 17 (4) 建設物の設計・施工段階に関する取組み

小項目	環境保全行動
1) 緑化	① 公用又は公共施設の緑化を推進する。
2) 水の有効利用	① 雨水の貯留又は地下浸透(透水性舗装、浸透枘等)に努める。
	② 雨水、排水処理水を利用した水洗トイレや散水等のための施設・設備の設置を検討し、水資源の消費低減に努める。
	③ 水洗トイレ、蛇口等に自動水洗、感知式洗浄弁等の節水器具の導入を検討する
3) 省エネルギー、再生可能エネルギー	① 窓には、断熱効果の高い 2 重サッシやペアガラスなど外気の流入・遮断が可能な建具の採用など断熱性の向上に努める。
	② ブラインド等を活用して、夏は直射日光を遮断、冬は自然光を取り入れ、外気の影響を最小限に防ぐ。
	③ 個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。
	④ 省エネルギー型空調、照明器具の導入に努める。
	⑤ 太陽光発電、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した設備の整備に努める。
4) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択	① 建物の材料、建築工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。
5) 廃棄物の減量	① 建築副産物の発生抑制を図る。
	② 建設廃棄物のリサイクルや適正処理を業者に確認・指導する。

表 18 (5) 建設物の修理・解体段階に関する取組み

環境保全行動
① エアコン等の修理、廃棄時の代替フロンの回収・再利用に努める。
② 施設等の解体に伴って発生する廃棄物の処理状況を確認し、資源化を推進する。
③ 他の公共事業との情報交換により廃棄物の有効利用を図る。

6 計画の推進体制等

(1) 推進体制

1) 大津町地球温暖化対策実行計画推進委員会（委員会）

大津町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下、「委員会」という。）は、町長を筆頭に、庁議の構成員及び関係課員で構成し、委員長は町長とします。

委員会は計画の改定、見直し及び町の施策に関する協議、決定を行います。

2) 検討委員

検討委員は、町のエネルギー政策に関連する関係課長等とし、推進員の活動に関する指導、助言及び町の政策に関する事業を検討し委員会へ報告します。

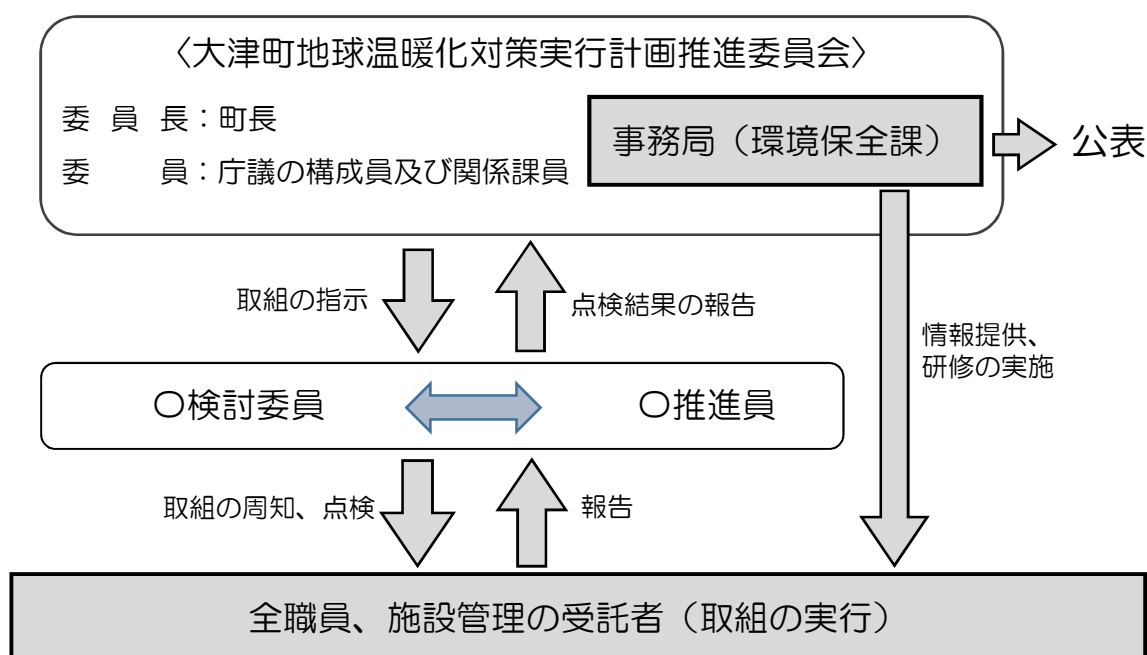
3) 推進員

推進員は、主要な出先機関等に1名程度配置します。推進員は委員会からの指示により、具体的取組を職員へ周知し計画を推進するとともに、定期的の実施状況を把握し事務局に報告します。

4) 事務局（環境保全課）

事務局は、推進員、検討委員からの点検結果報告、計画の実施状況、意見等のとりまとめ、委員会の開催・運営、実施状況の公表などを行います。

図6 計画の推進体制



(2) 進行管理

1) 計画の進行管理

計画の進行管理のため、各課、施設において以下のとおり取り組みます。

①温室効果ガス排出量

各課、施設は、毎年6月末までに前年度の電気、燃料等の使用量、公用車の走行距離等を取りまとめ、燃料使用量等調査票（参考資料（1））により委員会事務局へ報告する。

②施設整備計画

施設管理所属は、毎年6月末までに前年度の施設整備結果及び当該年度の施設整備計画を報告する。

③環境保全行動

各課、施設の推進員は毎年6月末までに前年度の所属内の環境保全行動の点検結果を委員会事務局へ報告する。

2) 結果の取りまとめ及び公表

委員会事務局は、各課、施設の報告を取りまとめ、毎年8月末までに結果を委員会へ周知するとともに、前年度の事務・事業による温室効果ガス排出量等を町HP等で公表します。

3) 計画の改定

委員会事務局は遅くとも計画終了年度（令和7年度（2025年度））の4月には計画の見直しを開始し、計画終了年度末までに計画を改定します。

卷末資料

(1) 燃料使用量等調査票

機関名 年度	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	電気 (kWh)	LPG (kg)	公用車 走行距離				A重油 (L)	終末処理場 (m³)
						小 (km)	軽 (km)	貨 (km)	普 (km)		
2013											
2014											
2015											
2016											
2017											
2018											
2019											
2020											
2021											
2022											
2023											
2024											
2025											
2026											
2027											
2028											
2029											
2030											

(2) 施設整備結果報告書

施設名		
報告年月日		
担当者名		
電話番号		
計画期間中の 施設整備項目	該当	項目
		照明設備の LED 化
		深夜の街灯点灯時間の短縮化
		空調室外気の日射対策
		設備更新時の電化及び省エネ化の検討
計画期間中の施設整備スケジュール		
前年度の取組状況		
今年度の取組予定		

(3) 環境配慮行動取組状況報告票

報告年度
所属名
担当者名
電話番号

年度

評価	評価の内容
1	徹底して実施した（ほぼ100%）
2	概ね実施した（70%）
3	あまり実施しなかった（30%）
4	まったく実施しなかった（0%）
5	該当しない

(1) 物品等やサービスの購入に関する取組み

小項目	環境保全行動	評価
1) 電気製品	①照明機器及び家電製品の購入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を優先して購入するとともに、用途に応じた適正規模の機器を選択する。	
	②パソコンの調達時は、エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイの導入を図る。	
2) 公用車	①公用車の更新時は、特殊な場合を除き、低公害車、低燃費車等を購入する。	

(2) 物品等やサービスの使用に関する取組み

小項目	環境保全行動	評価
1) 電気の使用	①昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要な照明を消す。	
	②トイレ、給湯室等遮断的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯する。	
	③OA機器などの電気機器を長時間使用しない場合は節電モードとするか、支障のない範囲で主電源を消す。	
	④コピー機やプリンター等の機器の共有化を図り、OA機器の設置を少なくする。	
	⑤退庁特に周辺の電気機器類の電源が切れているかを確認するなど、長時間、電気機器を使用しない場合はコンセントを抜く。	
	⑥昼休み時間は、事務機器類（コピー類、パソコン等）の電源を切る。	

(2) 物品等やサービスの使用に関する取組み(続き)

小項目	環境保全行動	評価
2) 空調の使用	①冷暖房は適切な室温(冷房時28℃、暖房時22℃が目安)に設定するとともに、クールビズ、ウォームビズを励行する。	
	②冷房効率をあげるためにカーテン、ブラインドを活用する。	
	③エアコンフィルター、室内機、室外機、熱交換機等の定期清掃を行う。	
	④冷房機関、空調室外機を遮光する。	
	⑤会議室の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。	
3) 給湯の使用	①ガス給湯器は、使用後種火を止栓する。	
4) 公用車の利用等	①公用車を利用する際は、低公害車や低燃費車を優先的に使用するとともに、エコドライブに努める。	
	②バス、電車などの公共交通機関の便がよい場合は、公共交通機関を利用する。	
	③公用車やタクシーを利用する際は、相乗りにより効率的な利用を図る。	
	④1km以内の移動は、自転車または徒歩による。	
	⑤会議や打ち合わせにはWEB会議等を活用し、公用車の利用を少なくする。	

(3) 物品の廃棄に関する取組み

環境保全行動	評価
①紙類(文書、新聞紙、雑誌等)の分別を徹底し、片面利用紙は極力再利用する。	
②アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトルの分別回収を徹底する。	
③シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄のみに使用する。	
④LAN、掲示板を活用して、不要備品等のリサイクル情報を広く職場に普及する。	

(4) 建設物の設計・施工段階に関する取組み

小項目	環境保全行動	評価
1) 緑化	①公用又は公共施設の緑化を推進する。	
2) 水の有効利用	①雨水の貯留又は地下浸透（透水性舗装、浸透枡等）に努める。	
	②雨水、排水処理水を利用した水洗トイレや散水等のための施設・設備の設置を検討し、水資源の消費低減に努める。	
	③水洗トイレ、蛇口等に自動水洗、感知式洗浄弁等の節水器具の導入を検討する	
3) 省エネルギー、再生可能エネルギー	①窓には、断熱効果の高い2重サッシやペアガラスなど外気の流入・遮断が可能な建具の採用など断熱性の向上に努める。	
	②ブラインド等を活用して、夏は直射日光を遮断、冬は自然光を取り入れ、外気の影響を最小限に防ぐ。	
	③個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。	
	④省エネルギー型空調、照明器具の導入に努める。	
	⑤太陽光発電、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した設備の整備に努める。	
4) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択	①建物の材料、建築工事等での間伐材、木屑、コンクリート塊等の使用など未利用資源の活用を図る。	
5) 廃棄物の減量	①建築副産物の発生を抑制を図る。	
	②建設廃棄物のリサイクルや適正処理を業者に確認・指導する。	

(5) 建設物の修理・解体段階に関する取組み

環境保全行動	評価
①エアコン等の修理、廃棄時の代替フロンの回収・再利用に努める。	
②施設等の解体に伴って発生する廃棄物の処理状況を確認し、資源化を推進する。	
③他の公共事業との情報交換により廃棄物の有効利用を図る。	